

四日市市告示 第258号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、手数料の徴収等の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

四日市市長 森 智広

1 徴収等の事務を委託する手数料

四日市市病児保育事業関係手数料条例（平成29年四日市市条例第7号）に規定する病児保育サービス利用手数料

2 徴収等の事務を行うもの

(1) 名称 医療法人里仁会 理事長 二宮 俊之  
所在地 四日市市中部8番15号

(2) 名称 桜花台こどもクリニック 院長 水谷 健一  
所在地 四日市市桜花台一丁目35番地4

(3) 名称 社会福祉法人宏育会 理事長 山川 正和  
所在地 四日市市西大鐘町1580番地

(4) 名称 医療法人悟りの会 理事長 貝沼 悟  
所在地 四日市市泊山崎町10番1号

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(こども未来部こども未来課)